

西宮市議会基本条例施行規程

(平成27年6月10日)
(西宮市議会規程第1号)

沿革

平成31年3月26日 議会規程3号〔1〕
令和2年4月10日 議会規程1号〔2〕

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市議会基本条例（平成27年西宮市条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策研究テーマ 委員会における所管事務事項の中から年間の重点的研究テーマとして選定したものをいう。
- (2) 所管事務懇談会 委員会の委員長及び副委員長が、委員会における所管事務事項に関する担当部局との調整及び施策研究テーマについて協議するための懇談会をいう。
- (3) 事前調整会 委員会の委員長及び副委員長並びに議会事務局が、委員会の協議及び審議事項の進行等を確認するために行う調整会をいう。
- (4) 反問権 市長その他の答弁者（以下単に「答弁者」という。）が、質問又は質疑の主旨が不明な場合又は不明確な場合において、その主旨を明確にするために、その質問等を行った者に問い直す権利をいう。
- (5) 反論権 答弁者が、質問又は質疑において、議員又は委員からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対し、反対の意見又は建設的意見を述べる権利をいう。

(災害発生時の議員の対応)

第3条 議員は、西宮市において地震等の災害が発生したときは、別に定める西宮市議会BCP（業務継続計画）に基づき行動し、議会の機能の回復及び災害対策活動の支援等を行うものとする。〔1〕

(議長、副議長の役割)

第4条 議長は、条例第6条第1号に規定する委員会の運営について、次に定めるところにより、その進捗状況の評価及び管理を行うものとする。

- (1) 評価
 - ア 議長は、委員会の進捗状況について、当該委員長から報告を受けること。
 - イ 議長は、各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価（委員会の活動状況を点検することをいう。）を行うこと。
 - (2) 管理
 - ア 議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言を行うこと。
 - イ 議長は、助言を経てもなお委員長職務が改善されない場合は、文書をもって委員長にその改善を勧告すること。
- 2 議長及び副議長は、議会運営にあたり次の各号に規定する事項に努めなければならない。
- (1) 式典等においても議会広報を兼ねるよう心掛けた挨拶を行うなど、議会の代表とし

て、積極的に議会活動に関する広報を行うこと。

- (2) 危機管理上の配慮として、公務上やむを得ない事情があると認められるときを除き、議長及び副議長が同時に市内を離れないよう心掛けること。

[1]

(委員長、副委員長の役割)

第5条 委員長及び副委員長は、条例第10条第2項の規定により積極的な委員会の活動に資するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 委員長及び副委員長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめ、条例、会議規則、申し合わせ等、委員会運営に関する法令等を熟知するよう努めること。

- (2) 委員長は、議会開会中を除き原則月1回程度、次に掲げる内容について所管事務懇談会を開催すること。

ア 委員会の所管する事務の進捗状況、課題及び報告

イ アの内容を受けた委員会の開催の必要性

ウ 施策研究テーマについての懇談、報告及び提言等

- (3) 委員長は、所管事務懇談会において聴取した情報、協議事項及び報告等により、必要があるときは次に定めるところにより、委員会を開催するものとする。

ア 閉会中の委員会は、審査の時期を逃すことなく、またその質を高めるために積極的に活用されるよう心掛けること。

イ 委員は、日程調整をはじめ、委員会の開催に際し、委員長及び副委員長に協力するよう努めること。

ウ 委員会の予定開催回数は、これを定めないものであること。

- (4) 委員長は、市の策定する計画、進行中の大規模事業、重点施策及び市の直面する社会問題等から、所管事務懇談会時に聴取した担当部局の意見を考慮した上で、委員の協議により、次に定めるところにより施策研究テーマを選定すること。

ア 施策研究テーマ選定の協議にあたり、担当部局の要請及び所管事務報告等がない場合においても、閉会中に委員会を開催するなど、積極的な審議を行うよう努めること。

イ 施策研究テーマの数は、これを定めないものとする。

ウ 施策研究テーマは、必ずしも年度当初に定めたものに限らないものであること。

- (5) 委員長及び副委員長は、次に定めるところにより議会事務局と事前調整会を開催するものとする。

ア 原則として、委員会開催日の2日前（土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）は算入しない）までに実施するよう努めること。

イ 事前調整会後に生じた事由については、委員会開催当日までに議会事務局が委員長及び副委員長に補充説明等を行うこと。

- (6) 委員長及び副委員長の職責を円滑に全うするため、委員長は副委員長と協議の上、前各号に定める職務の一部を副委員長に割り振るよう努めること。

[1]

(会派) [1]

第6条 会派は、3人以上の議員が所属しなければならない。 [1]

- 2 会派の代表者は、会派の名称及び所属議員名を議長に届け出なければならない。会派の名称又は所属議員数に変更があったときも同様とする。 [1]

(議会運営委員会の委員の選出割合) [1]

第6条の2 会派は、交渉団体として、所属議員3人につき1人の割合により議会運営委員

会の委員を選出するものとする。〔1〕

- 2 会派の結成若しくは統廃合又は所属議員数の変更が生じたときは、議会運営委員会の委員長は、議会運営委員会に諮り、前項に規定する割合を変更することができる。〔1〕
(本会議における一問一答制等)

第7条 議員は、本会議において、次項に定めるところにより、一問一答による質問を行うことができる。

2 本会議における一問一答制は、次のとおりとする。

- (1) 代表質問・一般質問における再質問は、一問一答で行うことができるものとし、議員の1回目の質問及び答弁者の1回目の答弁は、一括して行うこと。
- (2) 答弁者の答弁は、議員が質問した項目順に行うものとする。
- (3) 答弁者には、質問の内容確認及び質問の前提となる事実誤認の修正の範囲内において反問権を認めることができること。ただし、次号の規定により一問一答で行うことを宣言して再質問を行った議員に対しては、反問権及び反論権を認めるものとする。
- (4) 一問一答で再質問を行う議員は、どの質問項目について一問一答で行うかをあらかじめ宣言すること。
- (5) 再質問以降の質問は、一問一答で行うかどうかにかかわらず、与えられた時間の範囲内で、自由に組み合わせて行うことができるものとし、この場合において、円滑な議事進行を妨げないよう配慮するものとする。
- (6) 前各号に定める事項以外は、特にルールを設けないものとする。

(委員会審査における質疑等) 〔2〕

第8条 委員会における質疑は、一括又は一問一答の方法により行うものとする。〔2〕

2 委員及び答弁者は、委員会における質疑において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 委員は、質疑を行う際にあらかじめ質疑の方法を宣言し、質疑の項目数及びその概要について告知すること。
- (2) 委員は、会議規則等の規定を遵守し、効率的な委員会審査に資するため、議案等に対する意見は討論において述べることとし、質疑において必要以上に自らの意見を述べないこと。
- (3) 答弁者は、質疑の内容が不明確な場合又は質疑の前提となる事実誤認がある場合は、委員長又は質疑を行った委員に対して、その内容等について確認するよう努めるものとする。

〔2〕

3 質疑を行った委員に対しては、答弁者に、質疑の内容確認及び質疑の前提となる事実確認の修正の範囲内において反問権を認めるものとする。〔2〕

4 一問一答で行うことを宣言して質疑を行った委員に対しては、答弁者に反論権を認めるものとする。〔2〕

(執行機関の意見表明機会)

第9条 議会から提出する議案で、執行機関の市政運営に関係するもの(以下「対象議案」という。)においては、執行機関の意見表明を行いたい旨の申し出があったときは、その機会を設けるものとする。ただし、意見の主旨は対象議案が可決された場合における市政運営上の具体的な課題や影響及び法制上の問題点に限る。

2 前項の意見表明の機会は、次の各号のいずれかの場及び時期において設けるものとする。

- (1) 議員提出議案として対象議案が提出される場合(次号に掲げる場合を除く。)は、付託先の委員会において当該対象議案の審査を行うとき(おおむね対象議案に関する提出

者の説明が行われた後とする。)

(2) あらかじめ委員会での協議を経て、対象議案を提出しようとする場合(委員会提出議案又は委員会の賛同を得て議員提出議案として提出しようとする場合をいう。)は、当該委員会において当該対象議案の提出について協議を行うとき。

(3) 既に提出されている議案の委員会審査の過程において、当該議案の修正案として対象議案が提出される場合は、当該委員会において当該対象議案(修正案)の審査を行うとき(おおむね対象議案(修正案)に関する提出者の説明の後とする。)

(情報公開)

第10条 条例第13条第1項各号に規定する事項は、主に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法等により公開するものとする。

(1) 議決、審査、調査及び提言についての本会議及び委員会での議論 会議録又は委員会記録

(2) 会派及び各議員の賛否意見 議会だより及び市議会のホームページ

(3) 政務活動費 別に定める方法による自主公開

(4) 視察旅費 市議会のホームページ

(5) 議長交際費 別に定める方法による自主公開

(6) 車両運行記録 市議会のホームページ

(本会議のインターネット中継)

第11条 条例第17条第1項に規定する積極的な広報に資するため、本会議の様態をインターネットで生中継するとともに、市議会のホームページにより録画した映像を配信するものとする。

(広報及び意見募集の検証)

第12条 条例第17条第2項の規定に基づき、毎年少なくとも1回は、広報及び意見募集の効果を検証することとし、必要があるときはその方法の見直しを図るものとする。

(視察)

第13条 視察(政務活動費によるものを除く。以下同じ。)を実施する場合は、成果本位のものとするよう心掛け、次に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 視察先、その訪問順序、経路その他については、合理的な説明のあるかぎり特段の制限は行わないこと。

(2) 視察先の選考に当たっては、意義及び必要性について合理的な説明が行えるようにすること。

(3) 国の機関及び法人(地方公共団体を除く。)その他の団体を視察しようとする場合においては、委員長及び副委員長は、必要に応じて視察先との調整を行うよう努めること。

[1]

2 委員は、視察内容、視察先その他に関し、次の項目について協議を行うものとする。

(1) 委員会における視察の趣旨、内容等

(2) 事前の質問項目の作成

(3) 視察実施後の意見交換及び市長その他の執行機関(以下「執行機関」という。)への提言

3 視察の標準的なスケジュールは、別に定める常任委員会運営ガイドラインの例によるものとし、委員は、委員長及び副委員長の提案する視察の実施に協力しなければならない。

[1]

(常任委員会視察における遵守事項)

第14条 西宮市議会会議規則(平成7年西宮市議会規則第1号)第96条に基づき、委員会が

審査又は調査のために委員を派遣するときは、平成21年4月20日議会運営委員会申合せ「常任委員会視察に対する確認事項」に列挙された事項を遵守する。

付 則

この規程は、平成27年6月11日から実施する。

付 則（平成31年3月26日 西宮市議会規程3号〔1〕）

この規程は、平成31年3月26日から実施する。

付 則（令和2年4月10日 西宮市議会規程1号〔2〕）

この規程は、令和2年4月10日から実施する。